

## IV 生徒指導に関する規程

### 1 生徒心得

- 1 兵庫県立加古川西高等学校の生徒としての自覚と誇りを忘れず、責任・努力・友愛を基本理念として、伝統の継承とよき校風の樹立に努める。
- 2 学校は一つの団体生活の場であるので、すすんで学校行事に参加するとともに、各自の行動に責任を持ち、周囲に迷惑を及ぼさないよう心掛ける。
- 3 生徒の本分である勉学に励むとともに、部活動等にも積極的に参加し、健康に留意して健全な学校生活を送れるよう努力する。

### 2 日常生活に関する心得

#### 1 時間・授業について

- (1) 常に時間を厳守する。
- (2) 授業前予鈴までに登校する。
- (3) 予鈴 8 時 25 分から本鈴 8 時 35 分の間に遅刻した場合は、生徒証を校門指導担当教員に預け、授業教室へ入室する。本鈴以降は、職員室で入室許可証の手続き後、教科担当教員に提示して授業を受ける。
- (4) 早退の場合は、職員室で「**早退許可願**」を記入し、許可を受ける。
- (5) 登校時より終業時刻まで、許可なく校外に出ない。もし、やむを得ない用件で外出する場合は、職員室で「**外出許可願**」を記入し、許可を受ける。
- (6) 欠席や遅刻する場合は、保護者等から学校へ連絡する。
- (7) 定められた下校時刻を厳守する(完全下校は 19 時)。

#### 2 礼儀について

礼儀を重んじ、良き社会人として持つべき教養の基礎を身につけること。本校職員や来客に対してはもとより、生徒間においても挨拶を励行する。

#### 3 風紀について

- (1) 高校生としての本分に反する行為を禁止する。
- (2) 高校生の入場が禁止されている飲食店や遊技場(マージャン・パチンコ店等)に立ち入らない。

#### 4 交通安全について

- (1) 道路交通法を遵守し、周囲に迷惑を及ぼさないよう心掛ける。
- (2) 学校の指定通学路、横断歩道を利用する。また、公共交通機関利用者はマナーを守り、車内秩序を乱すような行為をしない。
- (3) 運転免許取得、無免許運転は厳禁とする。
- (4) 自転車通学者は、別に定める「**自転車通学上の注意**」を熟読し、安全に通学する。
- (5) 自転車通学者は「**自転車通学許可願**」を提出し、鑑札シールを所定の位置に貼付する。
- (6) 登下校中、事故等に遭った場合は、相手の名前・連絡先を確認するとともに、警察に通報(報告義務を遵守)し、保護者等並びに学校へ連絡・報告する(担当教員の指示を受けて「**事故報告書**」を提出すること)。

#### 5 整備・公共物について

- (1) 常に環境の美化に努め、校内の清掃を行う。
- (2) 学校の備品は大切に扱う。誤って破損したときは、必ず管理責任教員または学年並びに部活動担当教員に申し出て、事故の責任を明らかにして指示を受ける。

## 6 健康管理について

- (1) 自己管理能力を身につけ、規則正しい生活を送る。
- (2) 保健室の健康相談や教育相談を利用し、心身の健康に留意する。
- (3) 感染症に罹患した、またその恐れがある場合は速やかに受診し、速やかに学校へ連絡する。学校感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまで出席停止となるので治療に専念する。快癒後、登校する際に「**学校感染症罹患届**」を担任に提出する。
- (4) 学校管理下で傷病が発生して受診をした場合は、速やかに「**学校災害報告書**」を保健室へ直接提出する。

## 7 その他

- (1) 遺失物、拾得物は速やかに学年担当教員または生徒指導部へ届け出る。
- (2) 学校図書館・食堂を利用する場合は、「**図書館利用規定**」「**食堂・購買・自動販売機の利用に関する心得**」を遵守する。
- (3) 「**在学・通学・学生割引証明書**」等を必要とする場合は、午前中に事務室に願い出る。「**学生割引証明書**」の発行を受けたいときは、必ず「**旅行届**」を担任に提出する。

## 3 服装及び所持品に関する心得

- 1 服装は常に端正、質素、清潔を旨とし、別に定める「**服装に関する規定**」を厳守する。
- 2 登下校の際は、フォーマルDAYでは定められた制服を着用し、カジュアルDAYでは制服と私服のどちらかを選択することができる（フォーマルDAYとは、入学式、卒業式、各学期の始業式や終業式、離任式、対面式、定期考査、課題考査、その他学校が定めた日のこと。カジュアルDAYはそれ以外の日を指す）。
- 3 生徒証は常に携行する。
- 4 学校生活に不要なものを持ち込まない。
- 5 貴重品の管理は各自で責任を持つ。必要に応じて個人ロッカーを使用する。体育や学校行事等の際には、学級担任または教科担任にその保管を依頼する。部活動の際には部室に貴重品を置かず、活動場所で各自が管理する。
- 6 傷病等の特別な事情のため、決められた服装を着用できない場合は、学級担任に申し出て生徒指導部の許可を受ける。
- 7 スマートフォン等の学校への持ち込みは許可するが、校内では電源を切って鞆やロッカーに入れておく。

## 4 食堂・購買・自動販売機の利用に関する心得

- 1 食堂の利用は、2～3限目並びに3～4限目の休み時間、昼休みに利用することができる（授業時間の利用は認めない）。
- 2 食堂に出入りする際は上履きを使用する。
- 3 ペットボトル、缶、その他のごみの後始末を確実に行う。教室、廊下、部室等に放置してはならない。
- 4 上記の「**利用に関する心得**」が守られないときは、販売を中止する。

## 5 諸届・願に関する規定

### 1 部活動の公認欠席等の届けについて

- (1) 部活動の公認欠席の場合、各部顧問が「**生徒派遣願**」に必要事項を記入し、大会要項等の公文書を添えて承認を得ること。

(2) 忌引きによる欠席の場合は、下記の範囲に従って、忌引届を提出すること。

一親等（父母）	5日以内
二親等（祖父母、兄弟姉妹）	3日以内
三親等（曾祖父母、叔父叔母）	2日以内
同居の兄姉の配偶者	1日

## 2 掲示、集会、出版、放送について

(1) 掲示物を掲示するときは生徒指導部に依頼し、許可を得た上で指定の場所に掲示する。

(2) 集会を開く場合は、授業の妨げにならない時間、他の人の邪魔にならない場所で開くこととし、あらかじめ生徒指導部に届け出て許可を得る。部活動、クラス会なども代表者がその目的、日時、場所、会費等を生徒指導部に申し出る。

(3) 出版物を発行するときは、あらかじめ生徒指導部に届け出る（その内容が、他人を誹謗するものであったり、破壊的であったりしてはならない）。クラス、部活動で発行するものは、学級担任、部活動顧問の指導を受け、許可を得たうえで発行する。

(4) 放送をする場合は、あらかじめ生徒指導部に届け出て許可を受ける。

## 3 選挙運動及び政治的活動について

(1) 学校の敷地内における選挙運動及び政治的活動は禁止する。

(2) 放課後や休日等に学校の敷地外における生徒の選挙運動及び政治的活動は、保護者等の理解を得た上で行う。

## 4 キャンプ、旅行、アルバイト等の届

(1) 旅行、ハイキング、サイクリング、キャンプ、スキー、登山等については必ず保護者等の許可を得て「旅行届」を提出する。ただし冬山登山については、原則として禁止する。体力、気象条件、場所、日数、経費、グループ等を十分考慮したうえで計画を立てる。

(2) 原則、アルバイトは禁止する。家庭の経済的な理由から申し出があった生徒に関しては、当該学年で審議の上、必要書類一式を生徒指導部に提出する。職種、時間等に問題がなければ、生徒指導部から承認書を発行する。

ア禁止業種 酒類を提供するサービスを主とする業種

18歳未満の者の立ち入りが禁止されている業種

イ時間帯 勤務時間は、21時までを原則とする。

ウその他 年末年始の郵便局のアルバイトについても同じ扱いとする。

学年や生徒指導部が、本人の学校生活、成績に支障があると判断した場合、許可を取り消す。

## 5 自動車教習所入所について

(1) 原則、運転免許証（単車、自動車等）の取得は禁止する。

ア教習所入所は進路決定者に限り、2月1日以降（自由登校時）許可する。

イ就職内定者で、企業の要請がある場合は、当該学年と生徒指導部が協議し、入所許可日を決定する。

## 6 特別指導に関する規定

1 特別指導とは、問題行動等を起こした生徒が自らの行動を反省し、将来に希望や目標をもって充実した学校生活を送ることができるよう特別に指導を行い、支援する教育活動のことを指す。

特別指導に該当する者は次の通りとし、「問題行動に関する生徒指導内規」に準ずる。

- (1) 性行不良と認められる者
- (2) 怠学行為に及んだ者
- (3) 考査不正を行った者
- (4) 他人に迷惑をかける行為（情報モラルに関する違反事項を含む）
- (5) 上記以外に学校秩序を著しく乱した者

2 手続 「問題行動に関する生徒指導内規」に準ずる。

## 7 部活動の指導に関する事項

1 部活動の指導について

(1) 部活動・同好会活動の生徒派遣について

ア教育委員会が主催または共催する行事及び文化活動、教育委員会・高体連・高野連の主催または共催の各種大会、抽選会、講習会、合同合宿訓練等で、校長が公文書を受理し、参加を認めた場合に生徒を派遣する。

イ練習試合は顧問を通して、授業や学校行事に支障のないよう計画し、校長の許可を得て行う。

ウ上記アで生徒が校外で参加、出場するときは、顧問は別紙「生徒派遣願」に必要事項を記入の上、事前に生徒指導部へ提出し、校長の許可を受ける。

エ公欠の校務支援システムへの入力には顧問が行う。

オ生徒派遣願は行事・試合等の終了後、生徒指導部部活動係で保管する。

(2) 部活動・同好会活動の活動時間と定期考査前、考査中の活動について

ア 19時完全下校とする。

イ定期考査の1週間前から考査終了までは、原則として、部活動を休止して学習に専念し、学習との両立を図る。

ウ上記イの期間に活動する場合は、別紙「特別練習許可願」に必要事項の詳細を記入の上、部活動係に提出すること。この場合、原則として、以下の通りとする。

(ア) 考査1週間前から考査前日までは17時30分まで活動可とする。

(イ) 考査期間中は14時30分まで活動可とする。

(ウ) 考査期間中の早朝練習は禁止する。

(3) 部室の使用について

ア始業前8時30分から放課後までの使用を禁止する。

イ 下校時、授業中、その他使用しないときは必ず施錠し、盗難防止に努める。

ウ 常に美化に努める。

エ 部員以外の者の出入りを禁じ、たまり場にしてはならない。

オ 貴重品は部室に置かないようにし、練習時には活動場所で各自が管理する。

カ 以上のことに違反する場合は部室を閉鎖し、使用を禁ずる。

(4) 休業日の部活動について

休業日の活動には、顧問が付き添う。緊急事態が発生し、やむを得ず顧問が付き添えない場合は、他の部顧問に依頼して対応する。

2 同好会から部昇格の承認について、下記の場合には部活動として認める。

- (1) 適切な顧問がいる。
- (2) 活動に適する人員が確保できている。
- (3) 活動に必要な施設が確保できている。

- (4) 同好会としての活動期間がほぼ2年、及びそれ以上のものである。
- (5) 現在の活動状況が活発で、部昇格後も活動状況、人員等の見通しが立ち、部活動として維持できると見込まれるもの。
- (6) 職員会議、及び生徒評議会の承認を得る。

### 3 同好会の成立、承認について

学校内で活動するにあたってふさわしい内容であるもの。また、現在の学校施設で活動できるものであり、次の条件を満たすものは成立する。

- (1) 適切な顧問がいる。
- (2) 活動が継続するものであり、希望生徒5人以上の署名を集め、活動場所を設定し、生徒指導部を経て、生徒会執行部に届け出る。
- (3) 活動場所は、その施設の管理責任者の承諾を得る。
- (4) 普通教室は使用しない。
- (5) 既存の部、同好会と同じ内容の活動は、既存の部や会に入部・入会し、新たな成立は認めない。
- (6) 生徒会執行部が評議会に承認の是非を提出し、評議会で承認された後、職員会議の承認、顧問の決定を経て成立する。

### 4 部、同好会の降格、廃部、廃会について

下記の場合、原則として廃部、廃会を公示する。

- (1) 活動に適した人数に達していない状態が、一定程度続いている場合。
- (2) 適切な顧問がいない同好会。
- (3) 活動が活発でない部は、同好会に降格、同好会は廃会にすることがある。

### 5 合宿規定

#### (1) 合宿の心得

ア合宿は教育的行事であるから、質素、清潔に心掛け、常に学習的態度で臨む。

イ生徒心得、食堂の利用に関する心得、体育施設利用心得を守り、施設、用具を大切に取り扱い、常に整理整頓を心掛ける。

ウスケジュールに従い、規律ある生活を送るとともに、合宿の目的の達成に努める。

エ保健衛生に留意し、健康と安全に細心の注意を払う。

#### (2) 合宿の条件

合宿の実施にあたっては、下記の条件を満たすことを必要とする。

ア合宿により、十分な成果が見込まれる。

イ顧問の付き添い、宿泊場所、指導が得られる。

ウ保護者等の承認を得る。

エ学校長の許可を得る。

#### (3) 場所

ア校内の場合は、宿泊場所は作法室、及び学校から指定された場所とする。

イ校外の場合は、費用を十分考慮し、合宿目的にあった場所を設定する。

#### (4) 時期及び期間

ア時期は長期休業中とする。ただし、特別な事情がある場合は、審議の上、校長の許可を得て実施できる。

イ期間は5泊以内とする。

#### (5) 手続き

ア「合宿参加承諾書」・・・生徒・保護者等向け

イ 「合宿計画書」

ウ 「合宿許可願」

顧問は、休暇または校外合宿に入る 1 週間前までに上記の書類を生徒指導部へ提出し、許可を得る。

(6) 合宿の中止

下記の場合、顧問は速やかに各関係にその旨を報告する。合宿の継続並びに中止について検討する。

ア 感染症、食中毒等が発生した場合。

イ 顧問に支障が生じた場合。

(7) その他

ア 病気、けが等が発生した場合は、速やかに受診し、医師の指示により顧問はその生徒の合宿中止、その他の処置をする。

イ 原則として、顧問、部員以外の宿泊を禁ずる。

## 8 服装に関する規程

本校生徒の服装及び携帯品については、高校生として品位を保ち、端正、質素、清潔を旨として次のように定める。

令和5年度以前入学

制 服	フ ォ ー マ ル	男子	女子
		標準学生服を着用し、上着の下に、白色カッターシャツ(学年色入り)を着用する。	学校指定の上衣、スカート、オーバーブラウス、紐ネクタイを着用する。
	靴下	色は白、黒、紺、グレーとし、長さはくるぶしが隠れ、膝下までのものを着用する。	
防 寒 着		①年間を通して許可する防寒着 ・自らの判断で、学校指定の合服(ベスト、セーター、カーディガン)を着用する。 ・スカートの下に、黒タイツを着用してもよい。	
	フ ォ ー マ ル	②冬季における防寒着 ・フォーマル DAY の場合は、制服の上から着用する。 ・自転車に乗る際に危険がないもの。 ・デザイン、材質はロッカーに入るもので、防寒・防風機能のあるもの。	
靴	カ ジ ュ ア ル	運動靴または、ローファー(厚底のものは禁止)。	
鞆	共 通	通学時に安全が確保されるもの(リュック型、スポーツバッグ等)。	
頭 髪		高校生らしい髪型。 ・染色、脱色、および華美な髪留め具の使用は禁止する。	

※フォーマル DAY

式典(離任式・対面式含む)・定期考査・課題考査(模試は除く)・学校から指定された日は、上記規定に従って制服を着用する。

ベスト、セーター、カーディガンを着用する際は、制服の裾から出さないよう留意する。

※カジュアル DAY

服装は自由(服装以外は上記規定を守る)であるが、登下校・授業にふさわしい服装を選ぶ。

※体操服での登下校はしない。

令和6年度入学生～

制服	フォーマル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザーの左襟に指定のバッジと学年色の尾錠をつける。</li> <li>・ネクタイ、リボンは指定のものを選択する。ただし、夏服着用時はネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。</li> <li>・シャツは指定の長袖（白）と、半袖（青のストライプ）のどちらかを、気温や体調に合わせて選び着用する。</li> </ul>
		靴下 色は白、黒、紺、グレーとし、長さはくるぶしが隠れ、膝下までのものを着用する。
防寒着		<p>①年間を通して許可する防寒着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの判断で、ベスト、セーター、カーディガンを着用する。ただし、型はVネックに限り、制服の裾から出さないよう留意する。色は黒・紺・グレーとする。</li> <li>・スカートの下に、黒タイツを着用してもよい。</li> </ul>
	フォーマル	<p>②冬季における防寒着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマル DAY の場合は、制服の上から着用する。</li> <li>・自転車に乗る際に危険がないもの。</li> <li>・デザイン、材質はロッカーに入るもので、防寒・防風機能のあるもの。</li> </ul>
靴	カジュアル	運動靴または、ローファー（厚底のものは禁止）。
靴	カジュアル	通学時に安全が確保されるもの（リュック型、スポーツバッグ等）。
頭髪	共通	<p>高校生らしい髪型。</p> <p>染色、脱色、および華美な髪留め具の使用は禁止する。</p>

※フォーマル DAY

式典（離任式・対面式含む）・定期考査・課題考査（模試は除く）・学校から指定された日は、上記規定に従って制服を着用する。

ベスト、セーター、カーディガンを着用する際は、制服の裾から出さないよう留意する。

※カジュアル DAY

服装は自由であるが、登下校・授業にふさわしい服装を選ぶ。

※体操服での登下校はしない。